

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年11月25日（令和2年（行情）諮問第637号及び同第638号）

答申日：令和4年5月2日（令和4年度（行情）答申第15号及び同第16号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件
特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年5月25日付け神行開第31-186-1号及び同第31-187-1号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には、法5条2号イ及び6号に該当する情報が記載されている部分はない。

内閣総理大臣の国会答弁にて、行政指導先の事業場名を公表することとなり、本省局長より公表に関しての通知が出されているが、公表・開示となっていない。公務員が政治に介入して行政指導先の事業場名を不開示として処分をしている。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件各審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年3月25日付け（同月26日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書1及び文書2の各文

書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求を行った。

- (2) これに対して処分庁が、法11条の開示決定期限の特例規定を適用し、本件請求文書のうちの相当の部分として、本件対象文書について一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年8月19日付け（同月27日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、不開示部分に係る法の適用条項のうち法5条6号を同号イに改めた上で、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件各開示請求を受けて、特定労働基準監督署A及びB（以下、併せて「特定監督署」という。）において該当する文書の探索を行ったところ、平成28年度に実施した監督指導に当たって作成されたもののうち、本件各開示請求文言に該当する文書を特定した。本件対象文書は、そのうち法11条に規定する相当の部分である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

本件対象文書には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書には、監督対象となった事業場（以下「対象事業場」という。）における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されている。当該部分は、これを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、各対象事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号イ該当性について

本件対象文書には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細及び特定監督署との信頼関係を前提として対象事業場が誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。当該部分は、これを公にすると、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、自主的改善意欲を低下させ、関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、検査事務という性格を持つ労働基準監督機関が行う臨検監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6

号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、原処分における不開示部分の不開示情報該当性は、上記(2)のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ及び6号イに改めた上で、原処分は妥当であり、本件各審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月25日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第637号及び同第638号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月17日 審議（同上）
- ④ 令和4年3月24日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年4月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同月25日 令和2年（行情）諮問第637号及び同第638号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件請求文書のうちの「相当の部分」として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ及び6号イとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて法5条1号、2号イ及び6号イが主張されているものとして、以下、検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の2欄に掲げる部分）について

通番2は、「労働保険番号」欄であるが、空欄である。通番9(2)は、「参考事項・意見」欄の余白空欄部分である。通番7は、「事業場の所在地」欄の記載の一部であるが、特定監督署A及びBの管轄区域か

ら明らかな情報である。通番9（1）は、「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態，指導等の内容及び特定監督署担当官の意見の記載の一部であるが，原処分において開示されている事業場の「業種」，「労働者数」，「週所定労働時間」，「最も賃金の低い者の額」，「署長判決」，「違反法条項・指導事項等」等の各欄の情報と同様又はそれから推認できる内容のほか，対象事業場が特定されることとなる情報であるとは認められない。

当該部分は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であるとは認められず，また，これを開示しても，個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

また，当該部分は，これを公にしても，対象事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

（2）その余の部分（別表の2欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1，通番3，通番4及び通番9

当該部分は，「監督種別」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」及び「参考事項・意見」の各欄の記載である。

当該部分については，下記の理由により，これを公にすると，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ，又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号及び2号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（ア）監督復命書の「監督種別」欄には，定期監督，災害時監督，災害調査，申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち，いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると，仮に当該監督が申告監督であった場合には，原処分において監督年月日等が開示されていることから，監督を受けた事業者において，誰が申告をしたのか探索が行われ，それにより，労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記(ア)と同様のおそれが生じる。

(ウ) 「特別監督対象区分」欄は、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「参考事項・意見」欄は、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに労働基準監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及びその判断等が明らかとなる。

イ 通番 2，通番 5 ないし通番 8 及び通番 11 イ

当該部分は、「労働保険番号」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」及び、「代表者職氏名」欄の各欄並びに「面接者職氏名」欄外に貼付された名刺の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」，「労働組合」，「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には労働基準監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同条 1 号及び 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 10，通番 11 ア及びウ並びに通番 12

当該部分は、「違反法条項・指導事項等」欄及び「面接者職氏名」欄（同欄外に貼付された名刺を含む。）の記載の一部である。

(ア) 通番 1 1 ア及び通番 1 2

当該部分は、臨検監督の際に労働基準監督官が面接した対象事業場の役職員等の職氏名、メールアドレス及び携帯電話番号の記載である。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 0 及び通番 1 1 ウ

当該部分は、対象事業場を業として補佐する者の職氏名並びにその名刺に記載された所属事務所名、所在地、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスの記載である。

当該部分は、監督を受ける対象事業場の対応体制に関する情報であり、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、同条 1 号及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が同条 1 号、2 号イ及び 6 号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、別表の 2 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

文書1 平成28年度 特定労働基準監督署Aの監督復命書の表面（様式第1の1号）全てのうち一部（うち、保存期間が3年のもの、ただし申告処理台帳完結綴に編綴された監督復命書は除く）

文書2 平成28年度 特定労働基準監督署Bの監督復命書の表面（様式第1の1号）全てのうち一部（うち、保存期間が3年のもの、ただし申告処理台帳完結綴に編綴された監督復命書は除く）

2 上記1の本件請求文書のうち、処分庁が、法11条の規定を適用した上で「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として特定した文書

文書1のうち68頁分

文書2のうち41頁分

別表 不開示情報該当性（全て1号，2号イ及び6号イ該当性）

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	文書1及び文書2の各頁	1	—
「労働保険番号」欄	文書1及び文書2の各頁（文書1の8頁を除く。）	2	文書2の12頁
「監督重点対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁（文書1の67頁を除き，文書2の21頁の欄外追記部分を含む。）	3	—
「特別監督対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁の不開示部分（文書1の65頁及び67頁を除く。）	4	—
「事業の名称」欄	文書1及び文書2の各頁	5	—
「事業場の名称」欄	文書1の1頁，2頁，4頁，6頁，7頁，9頁，13頁，16頁，17頁，19頁，22頁，25頁，27頁ないし36頁，38頁，39頁，41頁，43頁ないし46頁，51頁，53頁，54頁，64頁，65頁，67頁，68	6	—

	頁, 文書 2 の 1 頁 ないし 4 頁, 6 頁 ないし 8 頁, 10 頁ないし 13 頁, 19 頁, 21 頁, 26 頁, 28 頁, 30 頁, 31 頁, 35 頁, 36 頁, 39 頁		
「事業 場の所 在地」 欄	文書 1 及び文書 2 の各頁	7	文書 1 及び文書 2 の各頁の 1 文字目ないし 7 文字目
「代表 者職氏 名」欄	文書 1 及び文書 2 の各頁 (文書 1 の 35 頁及び文書 2 の 24 頁を除 く。)	8	—
「参考 事項・ 意見」 欄	文書 1 及び文書 2 の各頁の不開示部 分	9	(1) 文書 1 の 1 頁 3 行目 12 文字目ないし 19 文字目, 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 16 文字目ないし最終文字, 3 頁 1 行目 36 文字目ないし 2 行目 11 文字目, 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 11 文字目, 4 行目, 5 行目 8 文字目ないし 24 文字目, 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 20 文字目ないし最終文字, 6 頁 1 行目 18 文字目ないし 23 文字目, 7 頁 2 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 12 文字目ないし 20 文字目, 28 文字目ないし最終文字, 3 行目 23 文字目ないし 26 文字目, 35 文字目ないし 4 行目, 8 頁 4 行目 19 文字目ないし 24 文字目, 5 行目 18 文字目ないし 31 文字目, 9 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 19 文字目ないし最終文字, 3 行目 15 文字目ないし 22 文字目, 10 頁 2 行目 34 文字目ないし 3 行目 4 文字目, 12 文字目ないし 16 文字目, 5 行目 7 文字目ないし 17 文字目, 25 文字目, 26 文字目, 30 文字目ないし最終文

		<p> 字, 1 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 6 文字目ないし最終文字, 5 行目, 1 2 頁 1 行 目 6 文字目ないし 1 7 文字目, 3 行目 3 2 文字 目ないし 4 行目 1 文字目, 4 文字目ないし 6 文 字目, 1 3 頁 1 行目 9 文字目ないし 1 1 文字 目, 1 4 頁 1 行目 8 文字目ないし 1 2 文字目, 1 5 頁 1 行目 4 文字目ないし 1 9 文字目, 1 6 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 5 文字目 ないし最終文字, 1 7 頁 1 行目 1 6 文字目ない し 2 1 文字目, 3 3 文字目ないし 3 行目 4 文字 目, 1 8 頁 1 行目 1 6 文字目ないし 1 9 文字 目, 3 8 文字目ないし 2 行目 1 4 文字目, 2 0 頁 1 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目, 4 行目 3 7 文字目ないし 5 行目, 2 3 頁 2 行目 1 文字目 ないし 7 文字目, 3 5 文字目, 3 6 文字目, 3 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目, 2 4 頁 1 行目 3 文字目ないし 6 文字目, 2 5 頁 2 行目 2 4 文 字目ないし 2 6 文字目, 3 行目 8 文字目ないし 最終文字, 5 行目, 2 6 頁 2 行目, 2 7 頁 1 行 目 1 2 文字目ないし 2 4 文字目, 5 行目 2 3 文 字目ないし 3 4 文字目, 2 8 頁 1 行目 5 文字目 ないし 8 文字目, 2 行目 9 文字目ないし 1 8 文 字目, 3 0 頁 2 行目 2 文字目ないし 1 5 文字 目, 5 行目 1 8 文字目ないし 2 5 文字目, 3 1 文字目ないし 3 8 文字目, 3 1 頁 2 行目 1 文字 目ないし 9 文字目, 4 行目 1 4 文字目ないし最 終文字, 5 行目 1 4 文字目ないし 2 2 文字目, 3 2 頁 1 行目 2 1 文字目ないし 2 6 文字目, 2 9 文字目ないし最終文字, 2 行目 1 文字目ない し 4 文字目, 1 5 文字目ないし最終文字, 3 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 5 行目, 3 4 頁 3 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 4 行 目, 3 5 頁 5 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 3 6 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 2 文字 目ないし最終文字, 3 行目 1 8 文字目ないし 3 0 文字目, 3 7 頁 1 行目 1 7 文字目ないし 2 8 文字目, 3 9 頁 2 行目 4 文字目ないし 6 文字 </p>
--	--	--

		<p>目, 40頁2行目4文字目ないし13文字目, 35文字目ないし3行目12文字目, 41頁1行目11文字目ないし14文字目, 27文字目ないし32文字目, 42頁1行目18文字目ないし20文字目, 43頁1行目3文字目ないし13文字目, 3行目1文字目ないし10文字目, 27文字目ないし38文字目, 4行目13文字目ないし16文字目, 44頁1行目13文字目ないし最終文字, 5行目5文字目, 45頁1行目1文字目ないし7文字目, 13文字目ないし最終文字, 3行目22文字目ないし4行目, 46頁3行目25文字目ないし4行目8文字目, 5行目1文字目ないし7文字目, 21文字目ないし24文字目, 47頁3行目2文字目ないし17文字目, 4行目30文字目ないし37文字目, 48頁3行目8文字目ないし16文字目, 5行目, 49頁1行目1文字目ないし7文字目, 21文字目, 22文字目, 29文字目ないし最終文字, 50頁3行目36文字目ないし5行目, 51頁1行目16文字目ないし20文字目, 23文字目ないし25文字目, 3行目4文字目, 12文字目ないし20文字目, 5行目17文字目ないし最終文字, 52頁1行目12文字目ないし14文字目, 3行目6文字目ないし14文字目, 53頁4行目, 54頁1行目26文字目ないし37文字目, 2行目11文字目ないし24文字目, 5行目2文字目, 3文字目, 17文字目ないし26文字目, 55頁1行目17文字目ないし23文字目, 36文字目ないし2行目22文字目, 3行目29文字目ないし37文字目, 5行目4文字目ないし28文字目, 56頁1行目13文字目ないし21文字目, 33文字目ないし最終文字, 57頁2行目1文字目ないし6文字目, 9文字目, 10文字目, 14文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし4文字目, 9文字目ないし最終文字, 58頁1行目13文字目ないし18文字目, 5</p>
--	--	--

		<p>9 頁 1 行目 1 2 文字目ないし 2 6 文字目, 6 0 頁 1 行目 1 1 文字目ないし 2 3 文字目, 2 行目 3 8 文字目ないし 3 行目 5 文字目, 1 6 文字目ないし 2 5 文字目, 3 4 文字目ないし 4 行目 1 文字目, 5 行目, 6 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 0 文字目ないし最終文字, 6 2 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 9 文字目, 1 6 文字目ないし 4 行目 1 文字目, 6 3 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 4 行目 3 1 文字目ないし 5 行目, 6 5 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 1 5 文字目, 2 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 6 6 頁 1 行目 2 2 文字目ないし 3 6 文字目, 2 行目 8 文字目ないし 1 9 文字目, 6 7 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 3 5 文字目ないし 4 行目 1 2 文字目, 文書 2 の 1 頁 1 行目 2 4 文字目ないし 2 9 文字目, 3 4 文字目ないし 2 行目 5 文字目, 2 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 0 文字目ないし 1 2 文字目, 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 3 文字目ないし 1 8 文字目, 4 行目ないし 5 行目 1 2 文字目, 4 頁 4 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 7 頁 4 行目 2 文字目ないし 1 2 文字目, 8 頁 1 行目 2 4 文字目ないし最終文字, 9 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目, 3 8 文字目ないし 3 行目 2 文字目, 5 行目, 1 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 9 文字目ないし 1 1 文字目, 1 3 頁 3 行目 9 文字目ないし 2 7 文字目, 5 行目 7 文字目ないし 2 3 文字目, 1 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 3 5 文字目ないし 3 行目 8 文字目, 1 5 頁 1 行目 3 文字目ないし 1 0 文字目, 3 0 文字目ないし 2 行目, 1 6 頁 3 行目 1 3 文字目ないし 1 9 文字目, 5 行目 1 4 文字目ないし 2 0 文字目, 1 8 頁 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 8 文字目ないし最終文字, 2 0 頁 1 行目 1 9 文字目ないし 2 4 文字目, 3 2 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 4 文字目ないし 4 行</p>
--	--	---

			<p>目， 2 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目， 2 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 3 文 字目ないし 3 行目， 4 行目 2 4 文字目ないし最 終文字， 2 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字 目， 1 1 文字目ないし最終文字， 3 行目 2 7 文 字目ないし 4 行目， 2 4 頁 1 行目 1 文字目ない し 7 文字目， 1 4 文字目ないし 3 4 文字目， 2 5 頁 1 行目， 3 行目 2 3 文字目ないし最終文 字， 2 6 頁 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 3 文字目ないし 2 1 文字目， 3 0 頁 2 行目 1 文 字目ないし 7 文字目， 1 2 文字目ないし 1 6 文 字目， 3 行目 1 0 文字目， 1 1 文字目， 5 行 目， 3 1 頁 3 行目 3 文字目ないし 2 2 文字目， 4 行目 1 8 文字目ないし 3 0 文字目， 3 2 頁 1 行目 9 文字目ないし最終文字， 2 行目 2 2 文字 目ないし 2 9 文字目， 3 5 文字目ないし 3 行目 1 文字目， 3 3 頁 1 行目， 3 4 頁 1 行目， 3 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 3 文字目 ないし 1 7 文字目， 3 3 文字目， 最終文字， 3 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 4 行目 2 4 文字目な いし最終文字， 3 7 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 2 0 文字目， 3 8 頁 1 行目， 4 行目， 3 9 頁 5 行目 2 1 文字目ないし 2 8 文字目， 4 0 頁 4 行 目 2 5 文字目ないし 3 2 文字目， 4 1 頁 1 行 目， 3 行目 2 2 文字目ないし最終文字 （ 2 ） 文書 1 及び文書 2 の各頁（（ 1 ） を除 く。）の空欄部分</p>
「違反 法 条 項・指 導事項 等」欄	文書 1 の 5 4 頁の 不開示部分	1 0	—
「面接 者職氏 名」欄	ア 文書 1 及び文 書 2 の各頁（文書 2 の 2 4 頁を除 く。），文書 1 の	1 1	—

	<p>15頁及び28頁の欄外の名刺並びに43頁の欄外左側の名刺（職氏名、メールアドレス及び携帯電話番号に限る。）</p> <p>イ 文書1の15頁及び28頁の欄外の名刺並びに43頁欄外左側の名刺（アを除く。）</p> <p>ウ 文書1の1頁，17頁，18頁2人目，20頁2人目，31頁1人目，43頁2人目，欄外右側の名刺，45頁，63頁，68頁，文書2の1頁（アを除く。）</p>		
その他	文書1の42頁の頁右上不開示部分	12	ー

（注）上表は，当審査会事務局において作成した。